

令和5年度 松戸市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	40,550 戸
(2) 年間総給水量	7,556,000 m ³
(3) 一日平均給水量	20,645 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	448,731 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,730,263 千円
第1項 営業収益	1,396,932 千円
第2項 営業外収益	333,330 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,690,885 千円
第1項 営業費用	1,613,041 千円
第2項 営業外費用	67,843 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額596,270千円は、過年度分損益勘定留保資金560,423千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,847千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		56,008 千円
第1項 負担金		56,008 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		652,278 千円
第1項 建設改良費		452,432 千円
第2項 企業債償還金		194,846 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	212,570 千円
(2) 交際費	90 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、27,179千円と定める。

令和5年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健次